

選挙運動に関する注意

生活環境係

衆議院選挙が10月10日に公示され、選挙運動が始まっています。
生徒の皆さんは次のことに注意し、選挙違反にならないように気をつけてください。
また、本校では「校内における政治活動、選挙活動は禁止する」と規定されていますので、厳守してください。(生徒必携13ページ参照)

選挙運動とは？

- 友人や知人に、直接投票や応援を依頼する。
- 電話で投票や応援を依頼する。
- 自分で選挙運動メッセージを掲示板、ブログなどに書き込む。
- 選挙運動メッセージをSNSなどで広める。
- 選挙運動の様子を動画サイトなどに投稿する。

これらの選挙運動は、満18歳以上の有権者であればすることが可能です。
ただし、電子メールを利用した選挙運動は、有権者でも許されていません。

満18歳未満の生徒は、これらを含む一切の選挙運動が禁止されています。
これに違反すると、公職選挙法違反で罰せられます。(禁錮1年以下 or 罰金30万円以下)

例：18歳の生徒が17歳の同級生に「今日、候補者の演説会を手伝うけど、一緒にやらない？」と誘って2人で手伝った場合

例：17歳の生徒が「候補者のAさんは立派な人らしい。18歳の方は彼に投票して」と書き込んだり、候補者の選挙運動のメッセージを、SNSなどで広めた場合

普段何気なく利用しているツイッターやLINEで、18歳以上の選挙権を持つ先輩が書いた候補者に関する内容に対して、リツイートしたり、発言したりするだけで選挙違反に問われます。逮捕や補導されるようなことになった場合は、学校においても規程に従って指導します。決して「うっかり」ではすまされません。

以上のことから、満18歳未満の生徒は、選挙に関して慎重な行動が求められます。

その他、わからないことについては、総務省のホームページや、2，3年生は配布されている資料『私たちが拓く日本の未来』等を参考にしてください。